平成２２年（フ）第１５号
福岡県糸島市浦志３丁目５番17号103
債務者　加茂川高士
1　決定年月日時　平成22年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２９号
福岡市城南区干隈２丁目53番９号
債務者　加藤　宏明
1　決定年月日時　平成22年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第４８号
福岡市博多区吉塚７丁目９番２―508号
債務者　喜多　明子
1　決定年月日時　平成22年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第７７号
福岡県糸島市美咲が丘３丁目３番３号101
債務者　海津　雅子
1　決定年月日時　平成22年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１３４号
福岡県太宰府市国分２丁目３番11―302号
債務者　小河　誠也
1　決定年月日時　平成22年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１３５号
福岡県太宰府市国分２丁目３番11―302号
債務者　小河　麻紀
1　決定年月日時　平成22年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１４４号
福岡市南区大橋３丁目20番17号
債務者　重冨　政教
1　決定年月日時　平成22年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１５１号
福岡市東区箱崎５丁目１番33―414号
債務者　齋藤　五実
1　決定年月日時　平成22年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１５２号
福岡市東区箱崎５丁目１番33―414号
債務者　齋藤　由香（旧姓内田）
1　決定年月日時　平成22年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１５９号
福岡市早良区室住団地75番401号
債務者　三原　　將
1　決定年月日時　平成22年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１６０号
福岡市中央区平尾１丁目４―12エンクレスト薬院Ⅲ505号
債務者　喜多あずさ（旧姓小柳）
1　決定年月日時　平成22年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１８４号
福岡市東区御島崎１丁目３番109号
債務者　上田　勝美
1　決定年月日時　平成22年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１８５号
福岡市東区御島崎１丁目３番109号
債務者　上田　順子
1　決定年月日時　平成22年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２０８号
福岡県古賀市天神６丁目２番73号
債務者　川畑　幸子
1　決定年月日時　平成22年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２０９号
福岡県福津市若木台６丁目18番地の13
債務者　石本　俊之
1　決定年月日時　平成22年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２３０号
福岡市東区八田３丁目４番13―201号
債務者　荒木　俊和
1　決定年月日時　平成22年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２３４号
福岡市城南区樋井川６丁目27番59号
債務者　入江與始子
1　決定年月日時　平成22年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２３５号
福岡市西区今宿１丁目３番２―301号
債務者　水崎ちずる
1　決定年月日時　平成22年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部